

昭和五十一年十一月十九日受領  
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三三)

内閣衆質七八第一三三号

昭和五十一年十一月十九日

内閣総理大臣 三 木 武 夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員石母田達君提出米海軍小柴貯油施設の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石母田達君提出米海軍小柴貯油施設の安全性に関する質問に対する答弁書

一について

- 1 小柴貯油施設におけるタンク補修のために約一、一七〇万ドルを費やしたという米軍の朝日新聞社に対する回答は、小柴貯油施設のタンク修理のみに要した費用ではなく、昭和四十六年以降、沖繩を除き、在日米海軍が管理している貯油施設にあるタンクの修理のために約九二〇万ドル、タンクの安全性確保に必要なその他の措置のために約二五〇万ドル、合計約一、一七〇万ドルを支出したという意味のものである。

小柴貯油施設におけるタンクについては、前述の経費の中から支出し、修理を行ってきたと承知している。

- 2 更に米軍は、本施設のタンクのうち一部について現在使用を中止し、これらについて別途

予算措置を講じ、補修工事を実施の予定であると承知している。

なお、小柴貯油施設に存在するタンクで修理済みのものを含め、現在使用中のものは、安全な状態で使用されている由である。

3 米軍としては、施設・区域内のタンクの安全を確保するため、従来より努力しており、今後とも、積極的にかかる努力を続行する旨の意向を表明している。

二について

在日米軍施設・区域への立ち入りについては、一般に、米軍の同意を必要とし、地方公共団体の職員の立ち入りに関しては、個々の場合の事情に応じて当該地方公共団体と現地米軍当局との間で調整が図られている。したがって、小柴貯油施設についても同様に取り扱われるべきものと考ええる。

右答弁する。